

1 改正の経緯

- 東京都は、建築物バリアフリー条例(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例)を改正し、「劇場等の客席」の基準を新設した(令和8年3月31日公布、令和8年10月1日施行予定)。
- また上記に伴い、建築物バリアフリー条例との整合を図るため、**福祉のまちづくり条例施行規則の「観覧席・客席」に係る規定を改正**した(令和8年3月31日公布、令和8年10月1日施行予定)。
- このため、**新宿区は新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都福祉のまちづくり条例施行規則と同様に改正**する(福祉のまちづくり条例と同日の令和8年10月1日施行予定)。

2 東京都福祉のまちづくり条例と新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例について

東京都福祉のまちづくり条例 第29条

都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、第14条(整備基準への適合努力義務)、第15条(整備基準適合証の交付)及び第2章第4節(整備基準の遵守、届出等)の規定は、適用しない。

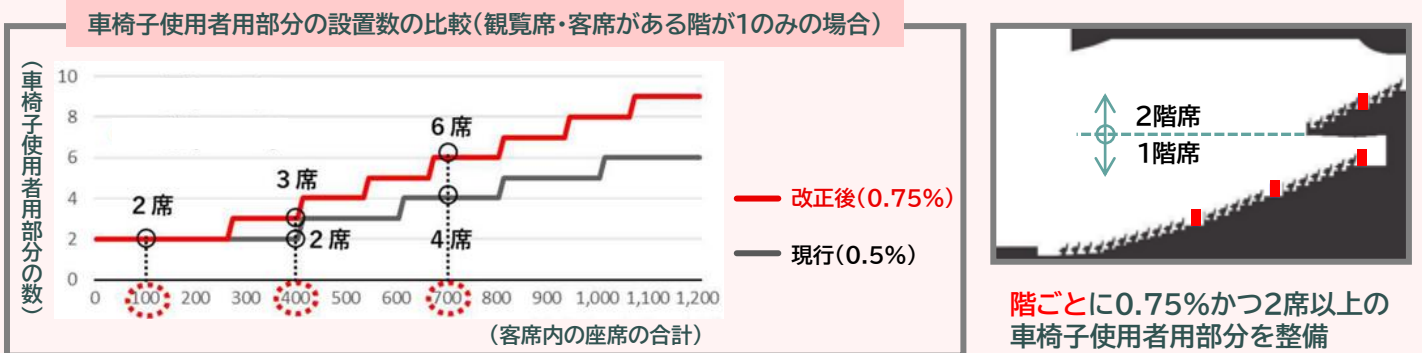
福祉のまちづくり条例第29条に基づき、新宿区が同等以上の内容をユニバーサルデザインまちづくり条例で定めているため、福祉のまちづくり条例の届出は免除されている。

上記により、東京都福祉のまちづくり条例と同等以上の措置を講ずる必要があるため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を改正する。

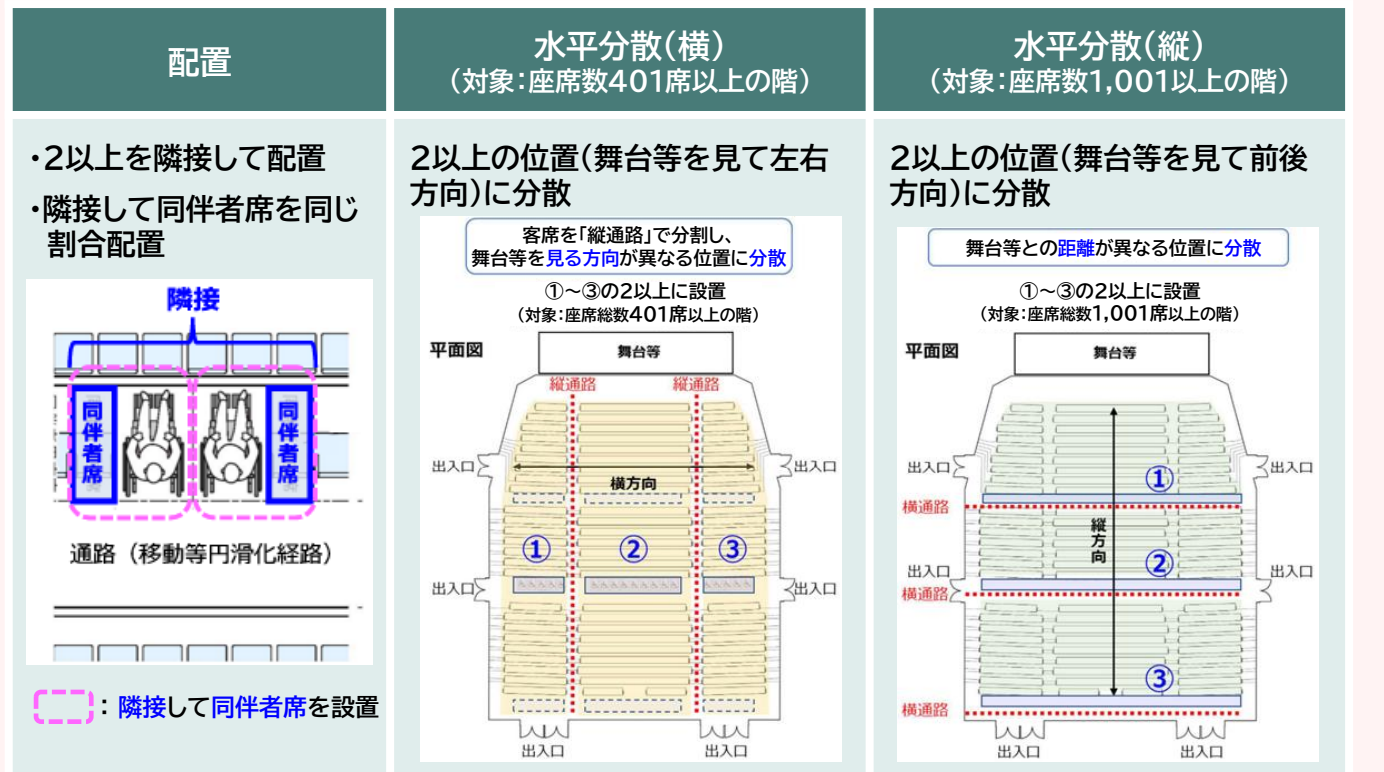
3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要(遵守基準)

観覧席・客席に関する規定整備

(1) 車椅子使用者用部分の設置数(現行基準を強化)



(2) 車椅子使用者用部分の配置等(新たな基準)



※グラフ・図はすべて東京都作成資料より抜粋